

2012.4.29

社会主義理論学会・第23回研究・討論集会 (@明治大学リバティタワー)

テーマ: 脱原発と社会主義

原発推進・規制の制度史

明治大学政治経済学部・西川伸一
 nisikawa1116@gmail.com (■→@)
<http://nishikawashin-ichi.jimdo.com/>
[twitter:@azusayui](https://twitter.com/azusayui)

1) 「第五福竜丸」から「ゴジラ」へ

@都立第五福竜丸展示館

昨年11月24日にゼミ
 で見学

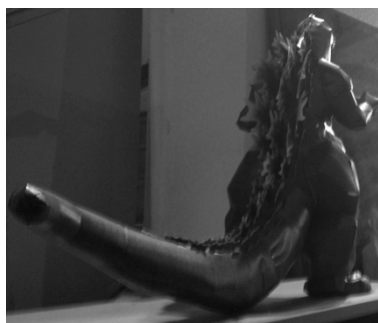


受付にゴジラの模型



映画『ゴジラ』は第五
 福竜丸事件にインス
 パアされたものだ
 と説明を受ける。

展示館に展示されている
 第五福竜丸



ゴジラの模型 (2011.11.24撮影)

1

2012.4.29



『第五福竜丸』(1959)



『ゴジラ』(1954)



『読売新聞』1954年9月25日。

- 1954.3.1 第五福竜丸被曝
- 1954.9.23 久保山愛吉死去
- 1954.10.9 静岡県漁民葬
- 安藤正純 国務相、米パーソン
 公使参列
- 1954.11.3 『ゴジラ』公開 ²

2012.4.29

2) 絶妙のタイミングだった原子力予算の成立

1954.3.1 第五福竜丸被曝

1954.3.3 原子力予算、衆院予算委可決・翌日衆院本会議可決 → 自然成立


1954.3.16 読売スクープ記事

中曽根康弘「[根回しは] ぜんぜんしなかった。(中略) 採決直前だったから、もう吞まざるを得ないというわけで、あれよあれよという間に通ってしまった。」(中曽根 1996:168)

『読売新聞』1954年3月16日。³

2012.4.29

「顔といったらぶわっと不気味なぐらい真黒に焼けただれ、耳の穴と眼から濃[ママ]じゅうのようなものが流れ出ており、そしてかゆいのかグローブのように不格好に指がふくれ上がった手で顔中ごそごそとかきながら苦しそうに」『読売新聞』1954年3月16日。



右派社会党のビキニ被災調査団として、焼津で患者を見舞う。

↓

「核問題に対する基本的立場は、いかなる国の原水爆実験にも反対で(中略)他方、核エネルギーの平和利用は推進すべきだと考えている。」(松前 1989:221)

↓

★核兵器(戦争)と核エネルギー(平和)の使い分け

松前重義 (1901-1991)

読売社説1954年3月26日「われわれは不幸にも災害の実体を何度も認識させられた。それゆえわれわれは原子兵器即時禁止と平和利用を提唱したい。それは日本人の権利ですらある。」

4

2012.4.29

3)原子力行政機構の設置

政府側と学者側で鋭い意見対立:独任制の行政組織か行政委員会方式か

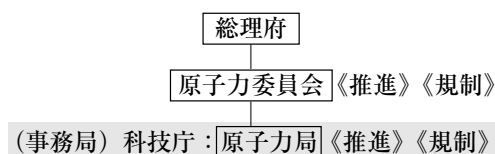
*府省庁は長(大臣・長官)が最終的な決定権をもつ独任制をとる。

*行政委員会は合議制によって運営され、政治的中立性あるいは高度の専門技術性が求められる行政分野を担当する。例)国家公安委員会、公正取引委員会

1950年10月 衆参両院による原子力合同委員会が発足→原子力基本法要綱、原子力委員会設置法案など原子力行政関連8法案を準備。

「その間、役人はいっさい使わなかった。衆議院の専門委員と衆議院の法制局の参事を使って純粹の議員立法をめざしました。よくあれだけつくったものだと感心しますよ。」(中曽根 1996:170)

【原子力行政機構図①：1956.1.1～】



*1956年5月までは総理府原子力局

5

2012.4.29

原子力委員会設置法

第1条 原子力の研究、開発及び利用(以下「原子力利用」という。)に関する行政の民主的な運営を図るため、総理府に原子力委員会(以下「委員会」という。)を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定する。

- 一 原子力利用に関する政策に関すること
- 二 関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。
- 三 関係行政機関の原子力利用に関する経費の見積及び配分計画に関すること
- 四 核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。〔以下略〕

第3条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。〔以下略〕

第7条 委員長は、国務大臣をもつて充てる。〔以下略〕

★第2条に原子力政策の推進と規制という相容れない事務が規定されている。

★委員長は国務大臣。初代委員長は正力松太郎国務大臣が兼務。

★初代委員の一人に湯川秀樹を起用(1957辞任)。

6

2012.4.29

“警官と泥棒が一緒になっている”体質



佐藤栄佐久(1939-)前福島県知事

(さとう・えいさく)東大法卒
 1983 参院議員(自民)
 1988 福島県知事(以後、4回当選)
 2006.9 実弟が関与した汚職事件
 の道義的責任をとって辞任
 同年10月 東京地検より収賄容疑
 で逮捕
 2008.9 東京地裁判決:懲役3年執
 行猶予5年
 2009.10 東京高裁判決:懲役2年執
 行猶予3年

「経済産業省の中に、プルサーマルを推進する資源エネルギー庁と、安全を司る原子力安全・保安院が同居している。これまでわれわれは国に対し、“警官と泥棒が一緒になっている”ような、こうした体質を変えてくれと言いつけてきた。それに対して原子力委員会は、事務局である経産省の役人の書いたゼロ回答を送ってよこした。ここに問題の原因のすべてが凝縮されている。」(佐藤 2009:86)

7

2012.4.29

4) 科学技術庁の発足

衆院商工委員会科学技術振興に関する小委員会(1955.5.31)

「科学技術庁設置に関する決議案

原子力の平和的利用を推進し、科学技術の飛躍的發展を期するため、原子力統轄機構を含む科学技術行政全般の総合調整と刷新の目的をもって、この際総理府に科学技術庁を設置することを要望する。

右決議する。」

★第一に原子力行政機構としての科技庁

★松前の悲願「戦時中に「技術者運動」をやった私は、その延長として、科学技術行政を手掛ける組織・機構づくりが、必要だと痛感した。」(松前 1989:222)

1953 科学技術振興議員連盟
 1954.2 科学技術庁設置法案(衆法)
 1954.3 原子力予算成立
 1955.11 召集の臨時会で、衆院に科学技術振興対策特別委員会が設置。
 1956.2 科技庁設置法案閣議決定
 1956.3 参院本会議で可決・成立。
 1956.5.19 総理府の外局として科技庁誕生

8

2012.4.29

科学技術庁設置法11条:科学技術庁の長は、科学技術庁長官とし、国務大臣をもつて充てる。



改正原子力委員会設置法7条1項:委員長は、科学技術庁長官たる国務大臣をもつて充てる。

★原子力委員長ポストは科技庁長官の充て職に。

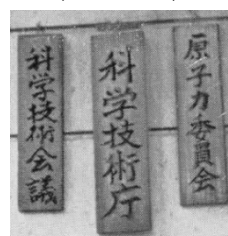


初代長官には、北海道開発庁長官および原子力委員長の正力松太郎が兼務して就任。

「正力が原子力の平和利用を獅子吼し、その実現に向け死にもものぐるいで邁進していったのは、科学技術の進歩を信じていたからではなく、(中略)それが次期宰相に最もふさわしい国家的政策だと考えたからにほかならなかった。」(佐野 1994:537)



“原子力の父”正力松太郎 (1885-1969)



9

2012.4.29

5) 繰り返される機構再編

オイルショックを境に「原発に寛容になっていった」世論



田中角栄首相「原子力問題原子力発電というものがどんなに必要であるかという必要性に対しては、もう全く議論がないところに至った」(1973年12月11日・参院予算委員会)

〈全体に占める原発の発電量比率〉

1974.9原子力船「むつ」放射能漏れ事故

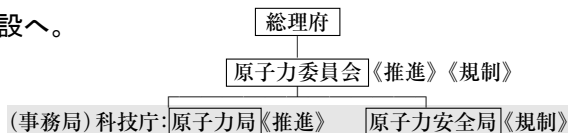


既存の原子力局内の安全管理関係を独立強化の気運高まる。



【原子力行政機構図②：1976.1.16～】

「原子力安全局」新設へ。



10

2012.4.29

「むつ」の事故をきっかけとして、「原子力行政懇談会」が首相の私的諮問機関として設置(1975～)。



34回の審議を経て、1976.7に「意見書」を答申。

★原子力安全規制行政は原子力委員会とは別機関に分離すべき。

改正原子力委員会設置法2条：原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り安全の確保を旨として、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。

★「安全の確保」→原子力安全委員会を新設。委員長は委員による互選。

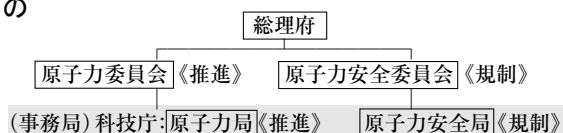
《ダブル・チェック体制》

原子炉の種類ごとに所管の省庁が一貫して審査。



安全委が再審査。

【原子力行政機構図③：1978.10.4～】



11

2012.4.29

「安全委の事務局は、原子力委とともに科学技術庁に置かれるが、ダブルチェックの趣旨を考えれば、早急に独立すべきである。」『読売新聞』1978年6月8日。

★しかし、その後20年以上も科技庁から独立することはなかった。

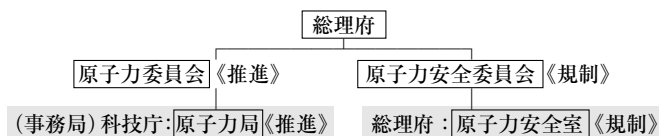
1995.12 高速増殖炉「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故

1999.9 東海村JCO臨界事故；それまでの日本の原子力史上最悪の事故



日本原子力学会・事故調査報告書(2000.9)：「規制官庁の安全審査をダブルチェックするために必要な独立性を、十分有してはいない」「人数、支援要員、審議時間も十分と言えない」

【原子力行政機構図④：2000.4.1～】



★2001.1 100人体制の事務局スタッフに

12

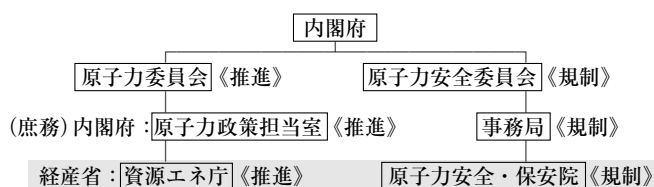
2012.4.29

6) 原子力安全・保安院の誕生

- ・経産省の外局である資源エネルギー庁の「特別の機関」として設置。
- ・設置目的:「原子力その他のエネルギーに係る安全及び産業保安の確保を図るための機関」(経産省設置法20条2項)
 - ・原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに発電用原子力施設に関する規制その他これらの事業及び施設に関する安全の確保に関すること。(同四条一項五七号)
 - ・エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関すること。(同四条一項五八号)
- ★通産省と科技庁に分かれていた原子力行政の安全規制部門を一元化。
- ★原子力政策の力点を「推進」から「安全規制」へ転換させる。
- ・安全委に専属の事務局を設置。
- ・原子力委に事務局は置かれず、内閣府原子力政策担当室が「庶務」を担当。
- ・原子力委員長は科技庁長官兼務から、両院の同意を得て首相が任命するポストへ。
- ・保安院は定員633人の巨大規制官庁。原子力の安全規制を担当は260人₁₃

2012.4.29

【原子力行政機構図⑤：2001.1.6～】



- ★「推進」と「安全規制」の部局が経産省内に同居する事態に。



原子力行政機関の再編

- ・資源エネルギー庁「エネルギーとしての原子力政策」を一元的に担当。
- ・文科省(旧科技庁)「科学技術としての原子力政策」のみに縮減。
＝原子力行政を草創期から牽引してきた科技庁の凋落。

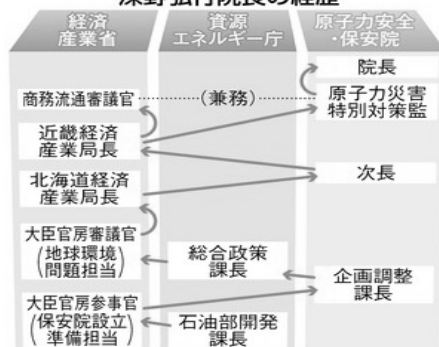
中川秀直・衆院財政構造改革推進特別委員長:「[通産官僚が]『一体にならないとできない、その方が安全審査が効率的になる』と言って、きかないんだよ」

- ★当初から「本当に中立的な規制が可能か」と懸念されていた。

14

2012.4.29

深野弘行院長の経歴



『東京新聞』2011年8月19日。

「推進」と「規制」の人事交流

深野弘行・現院長を含めて歴代保安院長六人中五人が推進側の資源エネ庁に在籍経験がある。



「特別の機関」として、規制の独立性は担保できるのか。

“警官と泥棒が一緒になっている”

例) 2002年に内部告発された福島第一・第二原発の検査記録の改ざんを、経産省と保安院が二年間にわたって握りつぶす。

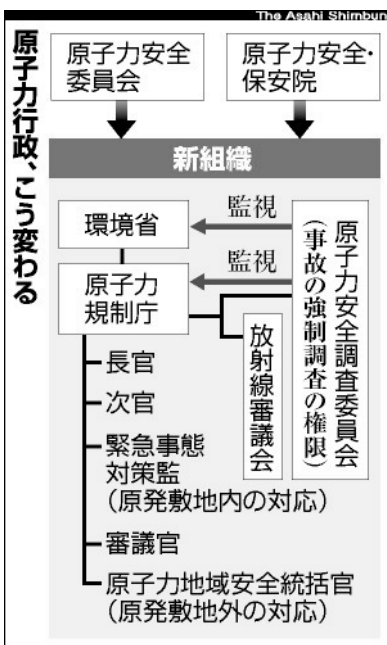
7) 原子力規制庁へ

環境省の外局として設置。

経産省原子力安全・保安院、内閣府原子力安全委員会、および文科省の放射線量モニタリング部門を統合

★原子力行政史においてはじめて、規制行政だけを単一の省が担当。

15



『朝日新聞』2012年3月23日。

★いかに独立性を確保するか

・ノーリターン・ルール: 経産省と文科省出身の審議官級以上の幹部は元の役所へ戻さない。(細野環境相2012.2.25)
 →発足時は保安院からの出向が354人と7割以上。数年たてば古巣に戻れる状況で、経産省の影響力を排除できるか。
 ・塩崎恭久(自民): 外局ではなく行政委員会にして独立性の担保を。
 →「緊急時には、内閣のもとで迅速な意思決定と適切な危機管理が行われる形態が望ましい」(野田首相2012.2.15衆院予算委)

引用・参照文献

- 飯塚利弘(2001)『久保山愛吉物語』かもがわ出版。
- 佐藤栄佐久(2009)『知事抹殺』平凡社。
- 中曽根康弘(1996)『大地有情』文藝春秋。
- 西川伸一(2011)「戦後日本の原子力行政史を振り返る」『プランB』35号。
- 松前重義(1987)『わが昭和史』朝日新聞社。¹⁶